

## 特集記事掲載までの流れ

### 1. お申込み

特集記事掲載を希望する場合、所定の様式により伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）にお申込みしてください。

### 2. 取材

特集記事掲載決定後、取材の日程調整を行い、機構職員が取材します。

取材当日に機構職員が記事掲載の写真を撮影しますが、あらかじめ広告主様が用意した写真を特集記事に掲載することも可能です。

※取材回数は原則1回としますが、悪天候等で取材ができなかった時は再度取材の日程調整を行い取材します。

### 3. 特集記事作成

機構で制作した特集記事の原稿を基に、広告主様と校正（確認作業）を行います。

※2,000文字程度、写真15～20枚程度。

※校正は原則2回です。また取材日から校正終了まで1カ月程度見込んでいます。

### 4. 特集記事掲載料のお支払い

記事の校正終了後に、機構が発行する請求書に基づき、請求日より30日以内に特集記事掲載料を支払ってください。

※特集記事掲載料 機構会員 50,000円（消費税及び地方消費税別）

機構非会員 100,000円（消費税及び地方消費税別）

### 5. ホームページ掲載

特集記事掲載料の入金を確認次第、ホームページに特集記事を掲載しますので、支払いを行った時は機構までご連絡ください。

特集記事はトップページの「特集」内で掲載しますが、特集記事掲載後1カ月はトップページの「旬の伊勢志摩」欄にリンクを設置します。また特集記事は1年の掲載期間終了後削除しますが、機構の判断で掲載を継続する場合があります。

### 6. その他

#### (1) 特集記事の修正

特集記事掲載後、内容に変更が生じた場合、機構にご相談ください。変更後の写真や文章は広告主様に用意していただきますが、軽微な修正は対応します。

※修正内容によっては別途費用が発生する場合があります。

#### (2) 著作権

作成した特集記事の著作権は、機構に帰属します。ただし広告主様が希望される場合、特集記事に使用した写真のデータをお渡しします。

広告主様が自社の媒体（印刷物・Webサイト・SNS等）において当該写真を使用することは問題ありませんが、第三者への写真の提供はご遠慮願います。

※特集記事作成のために広告主様から提供を受けた写真については、この限りではありません。

お問い合わせ

〒519-0609 三重県伊勢市二見町茶屋111-1

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

TEL : 0596-44-0800 E-Mail : info@iseshima-kanko.jp